

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
たるときは、その翌日)

目次
◇選挙長告示 鳥取海区漁業調整委員会委員の補欠選挙における無投票

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示第二号

昭和四十二年九月十三日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の補欠選挙において、立候補の届出のあつた候補者が選挙すべき委員の数をこえないため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第一項の規定により投票は行なわれないこととなつたので、漁業法第九十四条第一項において準用する公職選挙法第百条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年九月四日

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長 網 師 銀 蔵